

認定新技術等実証計画の内容の公表

1. 認定をした年月日

平成30年12月26日

2. 認定新技術等実証実施者の名称

パナソニック株式会社 代表取締役社長 津賀 一宏

3. 認定新技術等実証計画の目標

高速電力線通信装置（以下「高速PLC装置」という。）を組み込んだ電気用品について、放送受信及び電気通信の機能等に障害を及ぼす雑音を発生するおそれがないこと等を確認し、本実証の結果等を踏まえ、高速PLC装置を搭載した電気用品に係る技術基準解釈（通達）の改正につなげる。

4. 認定新技術等実証計画の内容

(1) 新技術等及び革新的事業活動の内容

高速PLC装置を組み込んだ電気用品の実用化

(2) 生産性向上特別措置法（以下「法」という。）第2条第2項第1号に規定する実証の内容及びその実施方法

電気用品（テーブルタップ、照明器具、電子レンジ、エアコン、冷蔵庫、洗濯機）に対して高速PLC装置を組み込む改造を行った試作品（以下「試作品」という。）を、事業者敷地内のモデル住宅等において使用し、放送受信及び電気通信と共存ができる程度の雑音であるか、当該試作品及び他の電気用品が誤動作しないかを確認する。

新技術等実証（以下「実証」という。）の開始前に参加者等を対象に説明会を開催し、認定証を提示した上で、実証の内容を説明し、参加者等より文書にて同意を取得する。

参加者等の同意を取得したときはその旨を、実証開始後1か月ごとに実証の状況を、実証終了後に実証結果を、実証の実施に関し事故等があったときはその状況を、それぞれ経済産業大臣に報告する。

(3) 法第2条第2項第2号に規定する分析の内容及びその実施方法

実証中に試作品から発生する雑音を測定すること及び他の電気用品が誤作動しないことを確認することにより、当該試作品が、電気用品の技術上の基準を定める省令第18条に定める「通常の使用状態において、放送受信及び電気通信の機能に障害を及ぼす雑音を発生するおそれがない」ことを確認する。

5. 新技術等実証の実施期間及び実施場所

(1) 実施期間

平成31年4月1日から平成31年6月30日まで

(2) 実施場所

パナソニック株式会社 プロダクト解析センター
同社 コネクティッドソリューション社福岡事業場 実証ハウス
同社 エコソリューション社門真事業場 実証ハウス
同社 ビジネスイノベーション本部 社員宅

6. 参加者等の具体的な範囲及び当該参加者等の同意の取得方法

(1) 参加者等の範囲

パナソニック株式会社及び同社社員

(2) 参加者等の同意の取得方法

実証の開始前に参加者等を対象に説明会を開催し、認定証を提示した上で、実証の内容を説明し、参加者等より文書にて同意を取得する。

7. 法第2条第2項第2号に規定する規制に係る新技術等関係規定の条項

(1) 電気用品安全法（昭和36年法律第234号）

（基準適合義務等）

第8条 届出事業者は、第三条の規定による届出に係る型式（以下単に「届出に係る型式」という。）の電気用品を製造し、又は輸入する場合においては、経済産業省令で定める技術上の基準（以下「技術基準」という。）に適合するようにしなければならない。ただし、次に掲げる場合に該当するときは、この限りでない。

一 （略）

二 試験的に製造し、又は輸入するとき。

(2) 電気用品の技術上の基準を定める省令（平成25年経済産業省令第34号）

第18条 電気用品は、通常の使用状態において、放送受信及び電気通信の機能に障害を及ぼす雑音を発生するおそれがないものとする。

8. 規制の特例措置の適用を受けて新技術等実証を実施する場合には当該規制の特例措置の内容

なし